

要綱等改正新旧対照表（電子入札導入関係）

| 新（改正案）  | 旧（現行）   |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">○大館市発注に係る業者の選定基準等に関する要綱<br/>（入札参加要件）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項各号に掲げる入札参加要件に係る適否の判断は、入札参加者を公募する<br/>場合においては、当該公募を開始した日から入札が執行される日（期間を定め<br/>て入札書及び見積書の提出を求める場合はこれらの提出期限の日。以下同じ。）<br/>まで、入札参加者を公募しない場合においては、入札参加者を指名した日から<br/>入札が執行される日までの間に行うものとする。<u>ただし、電子入札を予定して<br/>いる入札においては、入札が執行され落札候補者が決定してから契約を締結す<br/>るまでの間に行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（指名<u>等</u>の差し控え）</p> <p>第7条 1～2 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、平成30年10月1日から施行する。</u></p> | <p style="text-align: center;">○大館市発注に係る業者の選定基準等に関する要綱<br/>（入札参加要件）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項各号に掲げる入札参加要件に係る適否の判断は、入札参加者を公募する<br/>場合においては、当該公募を開始した日から入札が執行される日（期間を定め<br/>て入札書及び見積書の提出を求める場合はこれらの提出期限の日。以下同じ。）<br/>まで、入札参加者を公募しない場合においては、入札参加者を指名した日から<br/>入札が執行される日までの間に行うものとする。 _____</p> <p style="text-align: center;">（指名<u>  </u>の差し控え）</p> <p>第7条 1～2 略</p> |

| 新（改正案）  | 旧（現行）  |
|---|--|
| <p>○大館市発注に係る業者の選定基準等に関する要綱の運用基準<br/>第7条関係<br/>第1項第3号に基づく指名<u>等</u>の差し控えの基準については、別に定めることとし、第1号、第2号及び第4号に基づく指名<u>等</u>の差し控え措置を行う場合についても、当該基準を準用するものとする。</p> | <p>○大館市発注に係る業者の選定基準等に関する要綱の運用基準<br/>第7条関係<br/>第3号に基づく指名<u>  </u>の差し控えの基準については、別に定めることとし、第1号、第2号及び第4号に基づく指名<u>  </u>の差し控え措置を行う場合についても、当該基準を準用するものとする。</p> |





| 新（改正案）  | 旧（現行）      |
|---|------------|
| <p>3 略</p> <p><u>附 則</u><br/><u>この要綱は、平成30年10月1日から施行する。</u></p> | <p>3 略</p> |



| 新（改正案）   | 旧（現行）  |
|--|--|
|  | <p><u>(ア) 測量業務の場合は、登録項目を「測量業務」とする者を対象とし、発注の対象となる「小項目」の決定については、測量業務等の発注及び業者選定に関する基準（平成20年4月1日）に基づいて行うこと。</u></p> <p><u>(イ) 建築士法に規定する建築士に行わせるべき建築物に係る設計、調査及び工事監理業務等の場合は、登録項目を「建築関係建設コンサルタント業務」とする者を対象とし、発注の対象となる「小項目」の決定については、コンサルタント業務の発注対象部門の決定基準（平成20年4月1日）に基づいて行うこと。</u></p> <p><u>なお、建築設計業務及び建築工事監理業務の発注にあたっては、大館市における工事監理業務委託の基本方針（平成20年4月1日）に基づいて発注を行うこと。</u></p> <p><u>(ウ) 土木工事に係る設計、調査及び工事監理業務等の場合は、登録項目を「土木関係建設コンサルタント業務」の「建設コンサルタント」とする者を対象とし、発注の対象となる「小項目」の決定については、コンサルタント業務の発注対象部門の決定基準に基づいて行うこと。</u></p> <p><u>なお、土木設計業務及び土木工事監理業務の発注にあたっては、大館市における工事監理業務委託の基本方針を準用することとするので、その取扱いに十分注意すること。</u></p> <p><u>(エ) 地質調査（水源調査を含む。）業務の場合は、登録項目を「地質調査業務」（小項目は「地質調査」）とする者を対象とすること。</u></p> <p><u>(オ) 公共事業に係る補償関係業務の場合は、登録項目を「補償関係コンサルタント業務」の「補償コンサルタント」とする者を対象とし、発注の対象となる「小項目」の決定については、コンサルタント業務の発注対象部門の決定基準に基づいて行うこと。</u></p> |
| <p><u>ア</u> 発注の内容が物品（印刷物を含む。）の調達、及び物品の設置及び修理（大規模なもので建設工事に該当するもの、及び役務提供に該当するものを除く。）である場合には、対象となる業務種別を物品調達とし、登録項目の決定については、物品調達及び役務提供に係る発注指針（平成23年4月1日）に基づき行うよう努めること。</p> | <p><u>ウ</u> 発注の内容が物品（印刷物を含む。）の調達、及び物品の設置及び修理（大規模なもので建設工事に該当するもの、及び役務提供に該当するものを除く。）である場合には、対象となる業務種別を物品調達とし、登録項目の決定については、物品調達及び役務提供に係る発注指針（平成23年4月1日）に基づき行うよう努めること。</p>   |
| <p><u>イ</u> 発注の内容が他の業務種別に該当しない業務委託である場合には、対象となる業務種別を役務提供とし、登録項目の決定については、物品調達及び役務提供に係る発注指針に基づき行うよう努めること。</p>  | <p><u>エ</u> 発注の内容が他の業務種別に該当しない業務委託である場合には、対象となる業務種別を役務提供とし、登録項目の決定については、物品調達及び役務提供に係る発注指針に基づき行うよう努めること。</p>  |
| <p>(6) 略<br/>2. ～3. 略</p>  | <p>(6) 略<br/>2. ～3. 略</p>  |





| 新（改正案）  |                   |          |       |       | 旧（現行）   |                   |        |            |    |       |  |
|---|-------------------|----------|-------|-------|---|-------------------|--------|------------|----|-------|--|
| 様式第2号（第4条関係）<br>同等品協議書  |                   |          |       |       | 様式第2号（第4条関係）<br>同等品協議書  |                   |        |            |    |       |  |
| 物 品 名   |                   |          |       |       | 物 品 名   |                   |        |            |    |       |  |
| 入札（見積）日時  |                   | ___年 月 日 |       | 発 注 課 |   | 入札（見積）日時          |        | 平成___年 月 日 |    | 発 注 課 |  |
| 品 名   | 参考品名<br>(仕様書の例示品) |          | 同等品候補 |       | 品 名   | 参考品名<br>(仕様書の例示品) |        | 同等品候補      |    |       |  |
|   | メーカー              | 品番・規格等   | メーカー  | 品番    |   | メーカー              | 品番・規格等 | メーカー       | 品番 |       |  |
|   |                   |          |       |       |   |                   |        |            |    |       |  |
|   |                   |          |       |       |   |                   |        |            |    |       |  |
| 上記同等品候補の確認をお願いします。<br><br>年 月 日<br><br>所在地<br>商号・名称<br>代表者氏名<br><br>担当者氏名<br>F A X 番号   |                   |          |       |       | 上記同等品候補の確認をお願いします。<br><br>年 月 日<br><br>所在地<br>商号・名称<br>代表者氏名<br><br>担当者氏名<br>F A X 番号   |                   |        |            |    |       |  |
| <b>【記載上の留意事項】</b><br>(1) 「同等品可」とされた物品について同等品にて応札を希望される場合は、必ずこの協議書により事前認定を受けてください。<br>(2) 「品名」、「参考品名」欄には、入札仕様書、見積仕様書等で示された品名・メーカー・品番・規格等を記入してください。<br>(3) 「同等品候補」欄には、貴社で同等品の認定を受けたい対応物品のメーカー・品番・規格等を記入してください。<br>(4) 「確認印」欄は、審査の結果同等品と認定の場合は発注担当課長印を、不認定であれば「否」と記入してお返しします。(F A X 送付)<br>(5) 同等品の認定を受けた製品で応札の場合は、発注担当課長印のある同等品協議書写しを添付のうえ、入札書（または見積書）を期限までに契約検査課へ提出願います。 |                   |          |       |       | <b>【記載上の留意事項】</b><br>(1) 「同等品可」とされた物品について同等品にて応札を希望される場合は、必ずこの協議書により事前認定を受けてください。<br>(2) 「品名」、「参考品名」欄には、入札仕様書、見積仕様書等で示された品名・メーカー・品番・規格等を記入してください。<br>(3) 「同等品候補」欄には、貴社で同等品の認定を受けたい対応物品のメーカー・品番・規格等を記入してください。<br>(4) 「確認印」欄は、審査の結果同等品と認定の場合は発注担当課長印を、不認定であれば「否」と記入してお返しします。(F A X 送付)<br>(5) 同等品の認定を受けた製品で応札の場合は、発注担当課長印のある同等品協議書写しを添付のうえ、入札書（または見積書）を期限までに契約検査課へ提出願います。 |                   |        |            |    |       |  |

| 新（改正案）  | 旧（現行）   |
|---|---|
| 様式第3号（第8号関係）  | 様式第3号（第8号関係）  |
| <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">大館市長</p>   | <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">大館市長</p>   |
| 指名競争入札執行通知書   | 指名競争入札執行通知書   |
| 下記の入札執行について、貴社を指名しますので、参加くださるよう通知いたします。   | 下記の入札執行について、貴社を指名しますので、参加くださるよう通知いたします。   |
| 記   | 記   |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>    </u> 件名</li> <li>2. 入札日時                   年 月 日                   時 分</li> <li>3. 入札場所</li> <li>4. 契約内容</li> <li>5. 入札保証金</li> <li>6. 入札無効</li> <li>7. 予定価格</li> <li>8. 低入札調査基準価格</li> <li>9. 契約保証金</li> <li>10. その他 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 大館市競争入札契約心得を熟知の上、入札に参加すること。</li> <li>(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を契約金額とするので、入札書に記載する金額は、当該消費税及び地方消費税の額を除いた金額とすること。</li> <li>(3) 入札当日は時間を厳守し、入札時刻10分前までに入札会場に集合すること。</li> <li>(4) 落札者は、入札日の翌日から起算して7日以内（休日を含む。ただし、7日目が休日に当たる場合は、次の開庁日とする。）に契約を締結しなければ、当該落札はその効力を失う。ただし、当該期間中に契約の締結に応じられないやむを得ない事情がある場合においては、当該期間を延長することができる。その場合においては、落札者はあらかじめ市長にその旨を通知し、承認を得なければならない。また、契約が議会の議決を必要とするものについては、大館市財務規則第143条の規定によるものとする。</li> </ol> </li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>工事</u> 件名</li> <li>2. 入札日時                   年 月 日                   時 分</li> <li>3. 入札場所</li> <li>4. 契約内容</li> <li>5. 入札保証金</li> <li>6. 入札無効</li> <li>7. 予定価格</li> <li>8. 低入札調査基準価格</li> <li>9. 契約保証金</li> <li>10. その他 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 大館市競争入札契約心得を熟知の上、入札に参加すること。</li> <li>(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を契約金額とするので、入札書に記載する金額は、当該消費税及び地方消費税の額を除いた金額とすること。</li> <li>(3) 入札当日は時間を厳守し、入札時刻10分前までに入札会場に集合すること。</li> <li>(4) 落札者は、入札日の翌日から起算して7日以内（休日を含む。ただし、7日目が休日に当たる場合は、次の開庁日とする。）に契約を締結しなければ、当該落札はその効力を失う。ただし、当該期間中に契約の締結に応じられないやむを得ない事情がある場合においては、当該期間を延長することができる。その場合においては、落札者はあらかじめ市長にその旨を通知し、承認を得なければならない。また、契約が議会の議決を必要とするものについては、大館市財務規則第143条の規定によるものとする。</li> </ol> </li> </ol> |

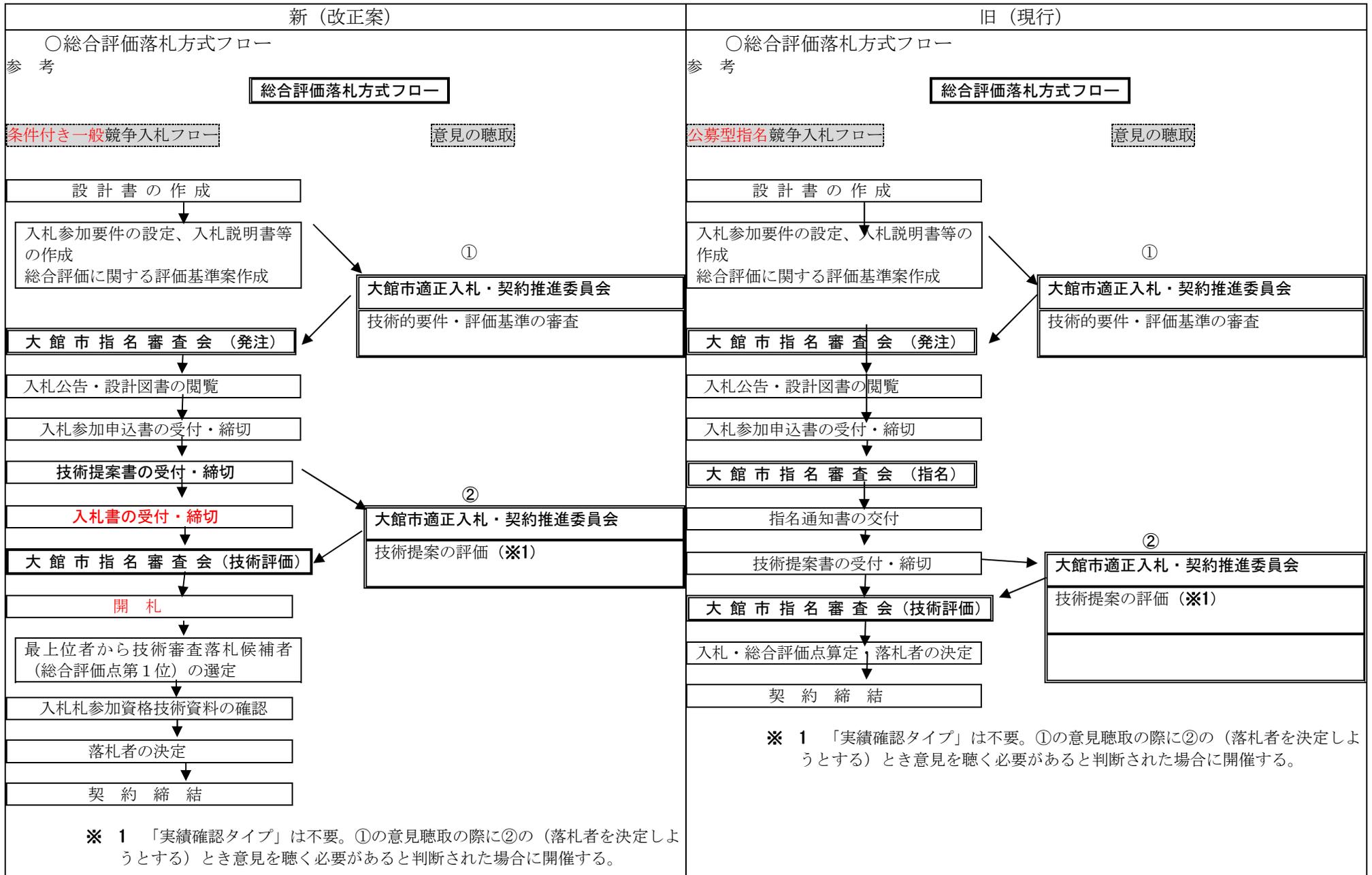
| 新（改正案）  | 旧（現行）  |
|---|--|
| <p>様式第4号（第8条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">大館市長</p> <p style="text-align: center;">非指名通知書</p> <p>____年 月 日付けで貴社から入札参加申込のありました次の<u>件</u>____<br/>____について、下記の理由により入札参加者として指名しなかったので通知<br/>します。</p> <p>なお、指名しない理由について説明を求める場合は、____年 月 日<br/>までに、その旨を記載した書面を大館市総務部契約検査課に持参してください。</p> <p><u>件名</u>_____：</p> | <p>様式第4号（第8条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">大館市長</p> <p style="text-align: center;">非指名通知書</p> <p>____<u>平成</u>年 月 日付けで貴社から入札参加申込のありました次の<u>工事</u><br/><u>(業務)</u>____について、下記の理由により入札参加者として指名しなかったので通知<br/>します。</p> <p>なお、指名しない理由について説明を求める場合は、____年 月 日<br/>までに、その旨を記載した書面を大館市総務部契約検査課に持参してください。</p> <p><u>工事名（業務名）</u>_____：</p> |
| <p style="text-align: center;">記</p> <p>非指名理由：</p> <p>※ 非指名理由には、例えば「会社としての過去の同種（類似）____業務____の<br/>実績の内容」、「配置予定の<u>業務管理責任者</u>____資格」、「配置予定の<u>業<br/>務管理責任者</u>____の同種（類似）____業務____の実績____内容」等の審査の着眼<br/>点を具体的に記述すること。</p>   | <p style="text-align: center;">記</p> <p>非指名理由：</p> <p>※ 非指名理由には、例えば「会社としての過去の同種（類似）<u>工事（業務）</u>____の<br/>実績の内容」、「配置予定の<u>主任（監理）技術者の技術者</u>資格」、「配置予定の<u>主<br/>任（監理）技術者</u>の同種（類似）<u>工事（業務）</u>____の実績____内容」等の審査の着眼<br/>点を具体的に記述すること。</p>  |
| <p>様式第5号（第12条関係） 略</p>  | <p>様式第5号（第12条関係） 略</p>   |

| 新（改正案）   | 旧（現行）   |
|--|---|
| <p>○大館市総合評価落札方式試行要綱<br/>（対象工事）</p> <p>第1条 総合評価落札方式の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、<u>条件付き一般競争入札</u>に付す工事で、次のいずれかに該当するものとする。<br/>（1）～（4） 略<br/>2 略</p> <p>（入札参加申込等）</p> <p>第6条 入札参加希望者は入札公告に示された方法に従い、入札参加申込期限までに<u>競争入札参加資格確認申請書</u>及び必要書類を添えて提出しなければならない。</p>   | <p>○大館市総合評価落札方式試行要綱<br/>（対象工事）</p> <p>第2条 総合評価落札方式の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、<u>公募型指名競争入札</u>に付す工事で、次のいずれかに該当するものとする。<br/>（1）～（4） 略<br/>2 略</p> <p>（入札参加申込等）</p> <p>第6条 入札参加希望者は入札公告に示された方法に従い、入札参加申込期限までに<u>入札参加申込書</u>及び必要書類を添えて提出しなければならない。</p> <p><u>2 入札参加申込書等の審査及び指名の決定は、指名審査会が行うものとする。</u></p>  |
| <p><u>第7条 削除</u></p>   | <p><u>（指名通知等）</u></p> <p>第7条 市長は、前条第2項の規定により指名された者（以下「指名業者」という。）に対して、<u>指名された旨及び入札執行に関する事項を書面（以下「指名通知書」という。）により通知するものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、前条第2項の規定により指名されなかった者に対して、指名しない旨、指名しなかった理由及び所定の期間内に当該理由の詳細及びその説明を求めることができる旨を書面で通知するものとする。</u></p>  |
| <p>（技術提案書等の提出）</p> <p>第7条 <u>入札参加者は、条件付き一般競争入札に係る競争入札参加資格確認申請書及び確認資料（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）の提出の際に、技術資料を併せて提出するものとする。</u></p> <p>2 <u>入札参加者</u>が技術提案に基づいて施工しようとする場合は、<u>その内容を明示した技術提案書を提出するものとする。</u></p> <p><u>3 入札参加者</u>が標準案に基づいて施工しようとする場合は、<u>標準案による施工計画（以下「標準提案」という。）の内容を明示した標準提案書を提出するものとする。</u></p> <p><u>4 前2項の規定により提出された技術提案書及び標準提案書（以下「提案書等」という。）については、次により取り扱うものとする。</u></p> <p>（1） 提案書等の作成等に要する費用は、指名業者の負担とする。<br/>（2） 提案書等の返却及び公表は行わないものとする。</p> | <p>（技術提案書等の提出）</p> <p>第8条</p> <p><u>1 指名業者</u>が技術提案に基づいて施工しようとする場合は、<u>指名通知書に示された期限までに、その内容を明示した技術提案書を提出するものとする。</u></p> <p><u>2 指名業者</u>が標準案に基づいて施工しようとする場合は、<u>指名通知書に示された期限までに標準案による施工計画（以下「標準提案」という。）の内容を明示した標準提案書を提出するものとする。</u></p> <p><u>3 前2項の規定により提出された技術提案書及び標準提案書（以下「提案書等」という。）については、次により取り扱うものとする。</u></p> <p>（1） 提案書等の作成等に要する費用は、指名業者の負担とする。<br/>（2） 提案書等の返却及び公表は行わないものとする。</p> |

| 新（改正案）   | 旧（現行）   |
|--|---|
| <p>(3) 提案書等の提出後における提案内容の変更は認めないものとする。<br/>ただし、契約後 VE 方式等に基づく提案により性能が確保される場合は、この限りではない。</p> <p><u>5</u> 提案書等の様式については、技術的要件の内容等に応じて、入札説明書等において定めるものとする。</p>  | <p>(3) 提案書等の提出後における提案内容の変更は認めないものとする。<br/>ただし、契約後 VE 方式等に基づく提案により性能が確保される場合は、この限りではない。</p> <p><u>4</u> 提案書等の様式については、技術的要件の内容等に応じて、入札説明書等において定めるものとする。</p> |
| <p>(提案の審査等)</p>  | <p>(提案の審査等)</p>   |
| <p>第<u>8</u>条 _____</p> <hr/> <hr/>  | <p>第<u>9</u>条 <u>提案書等の審査及び採否の決定は、指名審査会が行うものとする。</u><br/><u>この場合において、第4条に規定する意見聴取において適正委員会から指定があった場合には、市長は、あらかじめ、提案書等の評価に関して適正委員会の意見を聴かなければならない。</u></p>   |
| <p>提案書等の審査に当たっては、次の事項を評価するものとし、必要に応じて、<u>入札参加者</u>から提案内容についてのヒアリングを行うものとする。</p>  | <p><u>2 前項</u>提案書等の審査に当たっては、次の事項を評価するものとし、必要に応じて、<u>指名業者</u>から提案内容についてのヒアリングを行うものとする。</p>   |
| <p>(1) 技術提案 性能等の確保、施工の確実性、安全性及び標準案と比較した経済性等</p> <p>(2) 標準提案 施工の確実性、安全性等</p>  | <p>(1) 技術提案 性能等の確保、施工の確実性、安全性及び標準案と比較した経済性等</p> <p>(2) 標準提案 施工の確実性、安全性等</p>   |
| <p><u>2 前項の審査は、開札後に、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格に基づく価格点と入札参加者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高い者について行うものとする。ただし、技術評価点は入札参加者の自己評価点を限度とし、審査後の技術評価点が自己評価点を下回る場合は審査後の評価点とする。この場合において、第4条に規定する意見聴取において適正委員会から指定があった場合には、市長は、あらかじめ、提案書等の評価に関して適正委員会の意見を聴かなければならない。</u></p> | <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>   |
| <p><u>3 前2項の審査の結果、総合評価点の第1位の者に変動が生じた場合は、変動後の総合評価点の最も高い者について前項の審査を行い、総合評価点の第1位の者が決定するまで同じ作業を繰り返すものとする。</u></p>  | <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>   |
| <p><u>4 技術提案書の審査及び採否の決定は、入札参加資格の確認と併せて全ての入札者について開札前に指名審査会が行うものとする。</u></p>   | <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>   |
| <p>(<u>入札参加者</u>に対する採否の通知等)</p>  | <p>(<u>指名業者</u>に対する採否の通知等)</p>  |
| <p>第<u>9</u>条 市長は、技術提案書<u>の</u>採否について、<u>入札参加者</u>に通知するものとする。</p>  | <p>第<u>10</u>条 市長は、技術提案<u>等</u>の採否について、<u>指名業者</u>に通知するものとする。</p>   |
| <p>2 前項の規定による通知は、落札決定後に行うものとする。</p>  | <p>2 前項の規定による通知は、落札決定後に行うものとする。</p>   |
| <p>3 第1項において、技術提案書が適正と認められなかった者に対しては、採用しない理由を付記して通知するものとする。</p>  | <p>3 第1項において、技術提案等が適正と認められなかった者に対しては、採用しない理由を付記して通知するものとする。</p>   |

| 新（改正案）   | 旧（現行）   |
|--|---|
| <p data-bbox="120 167 358 199">（総合評価の方法）</p> <p data-bbox="120 204 291 236">第10条 略</p> <p data-bbox="120 276 380 308">（落札者の決定方法）</p> <p data-bbox="120 312 235 344">第11条 _____</p> <p data-bbox="120 368 291 400">_____</p> <p data-bbox="120 424 846 456">_____</p> <p data-bbox="120 480 902 512">_____</p> <p data-bbox="120 536 1115 568">_____</p> <p data-bbox="120 592 1115 671">落札者の決定は、前条第2項に基づく審査後の総合評価点が最も高い者を落札候補者とする。</p> <p data-bbox="120 676 1115 783">2 前項において、落札候補者が2者以上であるときは、大館市電子入札運用基準第24条に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。</p> <p data-bbox="120 788 1115 895">3 入札執行者は、前項の落札候補者の決定後、当該落札候補者の入札参加資格についてあらかじめ提出された確認申請書等により確認を行い、入札参加資格の有無を決定する。</p> <p data-bbox="120 900 1115 991">4 前項で決定された者で予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、総合評価点が最も高い者について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該落札候補者を落札者として決定する。</p> <p data-bbox="120 995 1115 1070">（1）落札候補者の入札価格では契約内容が履行されないおそれがあると認められるとき。</p> <p data-bbox="120 1075 1115 1150">（2）落札候補者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき。</p> <p data-bbox="120 1155 1115 1358">5 第3項において落札候補者が落札者としての資格を有しないことと決定されたとき又は前項各号のいずれかに該当するときは、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、総合評価点が当該落札候補者の次に高い者（当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者、また、該当する者が2者以上である場合は第2項の方法により決定された最上位者をいう。）を落札候補者とし、前項の確認等を行うものとする。</p> <p data-bbox="120 1362 1115 1406">6 落札者が決定するまで、第5項の方法を順次繰り返すものとする。</p> | <p data-bbox="1124 167 1361 199">（総合評価の方法）</p> <p data-bbox="1124 204 1294 236">第11条 略</p> <p data-bbox="1124 276 1384 308">（落札者の決定方法）</p> <p data-bbox="1124 312 2123 419">第12条 落札者の決定については、指名業者に価格及び性能等をもって入札をさせ、次のすべての要件に該当する者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。</p> <p data-bbox="1124 424 1877 456">（1） 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。</p> <p data-bbox="1124 461 2123 536">（2） 入札に係る性能等が、入札公告等において明らかにした技術的要件における最低限の要求要件をすべて満たしていること。</p> <p data-bbox="1124 541 2123 616">2 総合評価点の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。</p> <p data-bbox="1124 639 1294 671">_____</p> <p data-bbox="1124 695 1294 727">_____</p> <p data-bbox="1124 751 1294 783">_____</p> <p data-bbox="1124 807 1294 839">_____</p> <p data-bbox="1124 863 1294 895">_____</p> <p data-bbox="1124 919 1294 951">_____</p> <p data-bbox="1124 975 1294 1007">_____</p> <p data-bbox="1124 1031 1294 1062">_____</p> <p data-bbox="1124 1086 1294 1118">_____</p> <p data-bbox="1124 1142 1294 1174">_____</p> <p data-bbox="1124 1198 1294 1230">_____</p> <p data-bbox="1124 1254 1294 1286">_____</p> <p data-bbox="1124 1310 1294 1342">_____</p> <p data-bbox="1124 1366 1294 1398">_____</p> <p data-bbox="1124 1422 1294 1453">_____</p> |

| 新（改正案）  | 旧（現行） |
|---|-------|
| <p><u>（入札参加資格を有しないことと決定された者への通知等）</u></p>   |       |
| <p>第12条 前条第3項において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定されたときは、市長は、当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を明らかにした競争入札参加資格確認結果通知書（大館市条件付き一般競争入札実施要綱（平成30年10月1日）に定める様式第4号）により速やかに通知するものとする。</p>                    |       |
| <p>2 前項の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（大館市の休日を含める条例（平成2年条例第11号）第1条に規程する市の休日（以下、「休日」という。）を含まない。）以内に、市長に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができるものとし、市長は公告及び前項の通知においてその旨を教示するものとする。</p> |       |
| <p>3 前項の期限内に説明請求があったときは、市長は、速やかに入札参加資格の再確認を行い、請求者に対して請求を受理した日の翌日から起算して3日（休日を含まない。）以内に書面により回答するものとする。</p>  |       |
| <p>4 前項の再確認の結果、請求者が入札参加資格を有するものとされた場合にあっては、当該回答において第1項の決定を取り消す旨を明らかにするものとする。</p>  |       |
| <p>5 第2項の期限までに説明請求がなかったとき又は第3項の再確認の結果、請求者が入札参加資格を有しないこととされたときは、前条第2項の決定は確定するものとする。</p>  |       |
| <p><u>附 則</u><br/>この要綱は、平成30年10月1日から施行する。</p>   |       |



| 新（改正案）   | 旧（現行）  |
|--|--|
| <p>○大館市競争入札事務等取扱要綱<br/>（入札公告）</p> <p>第8条 契約権者は、一般競争入札により契約を締結しようとするとき又は指名競争入札により契約を締結しようとするときで入札参加者を公募するときその他必要と認めるときは、当該入札の期日10日（急を要する場合にあっては3日）前までに、次に掲げる事項をホームページへの掲示その他の方法により公告しなければならない。<u>ただし、電子入札を予定している入札については、電子入札システムへの掲載により公告するものとする。</u></p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>（入札参加申込及び審査）</p> <p>第11条 1 略</p> <p>2 <u>指名競争入札を行う場合において、</u>契約権者は、前項の規定により入札参加申込が行われたときは、当該入札参加申込を行った者について、入札に参加する資格があるか否かの<u>審査を契約検査課及び指名審査会において行い、当該審査の結果、入札に参加させる者及び入札に参加させない者を決定するものとする。</u></p> <p>3 <u>一般競争入札を行う場合において、</u>契約権者は、第1項の規定により入札参加申込が行われ、入札を執行し落札候補者が決定したときは、当該落札候補者について、落札するための資格があるか否かの審査を契約検査課及び入札執行者において行うものとする。</p> <p>（再公告等）</p> <p>第12条 1～2 略</p> <p>3 <u>指名競争入札を行った場合において、</u>再度の入札公告を行うことができないと認められる<u>とき</u>、又は前2項<u>の規定</u>により再度の入札公告を行ってもなお入札参加申込者数を確保することができない場合は、指名審査会による審議のうえ、以下のいずれかの手続きによることができるものとする。</p> <p>(1) 指名審査会において、有資格業者のうち過去の実績等に照らし入札に参加させることができると認められる者を選定し、入札公告に基づく入札参加申込を行った者のうち入札に参加する資格があると認められる者とともに指名のうえ、入札を執行する。</p> <p>(2) 入札参加申込者数が2<u>者</u>以上である場合で、適正な競争性を確保することができる<u>と認められるときは</u>、当該入札参加申込を行った者のうち入札に参加する資格があると認められる者を指名のうえ、入札を執行する。</p> | <p>○大館市競争入札事務等取扱要綱<br/>（入札公告）</p> <p>第8条 契約権者は、一般競争入札により契約を締結しようとするとき又は指名競争入札により契約を締結しようとするときで入札参加者を公募するときその他必要と認めるときは、当該入札の期日10日（急を要する場合にあっては3日）前までに、次に掲げる事項をホームページへの掲示その他の方法により公告しなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>（入札参加申込及び審査）</p> <p>第11条 1 略</p> <p>2 _____契約権者は、前項の規定により入札参加申込が行われたときは、当該入札参加申込を行った者について、入札に参加する資格があるか否か<u>について審査を行う</u>ものとする。</p> <p>3 <u>前項の審査は、契約検査課及び指名審査会において行うものとし、当該審査の結果、入札に参加させる者及び入札に参加させない者を決定するものとする。</u></p> <p>（再公告等）</p> <p>第12条 1～2 略</p> <p>3 _____再度の入札公告を行うことができないと認められる<u>場合</u>、又は前2項 _____により再度の入札公告を行ってもなお入札参加申込者数を確保することができない場合は、指名審査会による審議のうえ、以下のいずれかの手続きによることができるものとする。</p> <p>(1) 指名審査会において、有資格業者のうち過去の実績等に照らし入札に参加させることができると認められる者を選定し、入札公告に基づく入札参加申込を行った者のうち入札に参加する資格があると認められる者とともに指名のうえ、入札を執行する。</p> <p>(2) 入札参加申込者数が2<u>以上</u>である場合で、適正な競争性を確保することができる<u>と認められるときは</u>、当該入札参加申込を行った者のうち入札に参加する資格があると認められる者を指名のうえ、入札を執行する。</p> |



| 新（改正案）   | 旧（現行）   |
|--|---|
| <p>（入札の準備）</p> <p>第 16 条 入札執行者は、予定価格調書、入札箱、<u>電子入札システム</u>その他入札の執行に必要なものを準備しなければならない。</p> <p>（調査基準価格の決定）</p> <p>第 19 条 契約権者は、競争入札により工事_____の請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かを判断するための調査を行うときは、あらかじめ当該調査を行う基準となる価格（以下、「調査基準価格」という。）を定め、第 1 7 条第 1 項の予定価格調書に併せて記載しなければならない。</p> | <p>（入札の準備）</p> <p>第 16 条 入札執行者は、予定価格調書、入札箱、_____その他入札の執行に必要なものを準備しなければならない。</p> <p>（調査基準価格の決定）</p> <p>第 19 条 契約権者は、競争入札により工事<u>又は製造その他について</u>の請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かを判断するための調査を行うときは、あらかじめ当該調査を行う基準となる価格（以下、「調査基準価格」という。）を定め、第 1 7 条第 1 項の予定価格調書に併せて記載しなければならない。</p> |
| <p>2 略</p> <p>（入札代理人）</p> <p>第 20 条 <u>紙入札方式により入札を行う場合において</u>、入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させなければならない。なお、代理人は、原則として、入札参加者が法人である場合においては他の役員又は入札参加者と雇用関係にある者（以下、「社員」という。）、入札参加者が個人である場合においては社員に限るものとする。</p>  | <p>2 略</p> <p>（入札代理人）</p> <p>第 20 条 _____入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させなければならない。なお、代理人は、原則として、入札参加者が法人である場合においては他の役員又は入札参加者と雇用関係にある者（以下、「社員」という。）、入札参加者が個人である場合においては社員に限るものとする。</p>   |
| <p>2～3 略</p> <p>（入札の辞退）</p> <p>第 21 条 入札執行者は、入札を辞退する者（以下、「入札辞退者」という。）がある場合においては、当該入札辞退者に、次の各号に定めるところにより入札辞退に係る届出をさせなければならない。<u>ただし、電子入札においては、次の各号に掲げるところによるほか、電子入札システムにより入札の辞退を届け出ることができるものとする。</u></p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>（入札辞退者があった場合の取扱い）</p> <p>第 22 条 入札執行前に入札辞退者があった場合は、次のとおり取扱う。</p> <p>(1)～(2) 略</p>                               | <p>2～3 略</p> <p>（入札の辞退）</p> <p>第 21 条 入札執行者は、入札を辞退する者（以下、「入札辞退者」という。）がある場合においては、当該入札辞退者に、次の各号に定めるところにより入札辞退に係る届出をさせなければならない。_____</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>（入札辞退者があった場合の取扱い）</p> <p>第 22 条 入札執行前に入札辞退者があった場合は、次のとおり取扱う。</p> <p>(1)～(2) 略</p>  |

| 新（改正案）   | 旧（現行）   |
|--|---|
| <p>(3) 前号の場合において、再度の入札公告及び追加の業者指名を行う時間的余裕がない場合においては、次のとおりとする。</p> <p>ア 入札辞退者以外の入札参加者が2者以上である場合で、適正な競争性を確保することができると認められるときは、再度の入札公告又は追加の業者指名を行わず、入札を執行する。</p> <p>イ 入札辞退者以外の入札参加者が1者である場合においては、入札を取りやめ、<u>執行伺書</u> その他契約締結の手続きを行うために必要な資料等を添えて発注を所管する部課長等に差し戻し、<u>随意契約</u> を行わせるものとする。<u>ただし、電子入札を予定している入札については、入札参加申込者数が1者以上であれば原則として入札を有効なものとして執行する。</u></p> <p>ウ <u>入札辞退者以外の入札参加者がいなくなった場合においては、執行伺書</u> その他契約締結の手続きを行うために必要な資料等を添えて発注を所管する部課長等に差し戻し、<u>随意契約を行わせるものとする。</u></p> | <p>(3) 前号の場合において、再度の入札公告及び追加の業者指名を行う時間的余裕がない場合においては、次のとおりとする。</p> <p>ア 入札辞退者以外の入札参加者が2者以上である場合で、適正な競争性を確保することができると認められるときは、再度の入札公告又は追加の業者指名を行わず、入札を執行する。</p> <p>イ 入札辞退者以外の入札参加者が1者である場合においては、入札を取りやめ、<u>予定価格調書</u> その他契約締結の手続きを行うために必要な資料等を添えて発注を所管する部課長等に差し戻し、<u>当該入札参加者との間で随意契約の協議</u>を行わせるものとする。</p> |
| <p>2～3 略</p>   | <p>2～3 略</p>  |
| <p>(入札の取りやめ等)<br/>第23条 1～3 略</p>   | <p>(入札の取りやめ等)<br/>第23条 1～3 略</p>  |
| <p>4 入札の取りやめ等の事由が生じたときは、速やかに、<u>書面等</u>により入札参加者に通知するものとする。</p>   | <p>4 入札の取りやめ等の事由が生じたときは、速やかに、<u>書面</u>により入札参加者に通知するものとする。</p>   |
| <p>(入札の執行)<br/>第25条 入札執行者は、入札執行時間に達したときは入札会場を閉鎖し、入札を開始する旨を告げた後、入札参加者に封入した入札書を提出させ又は封入しない入札書を入札箱に投函させるものとする。</p>  | <p>(入札の執行)<br/>第25条 入札執行者は、入札執行時間に達したときは入札会場を閉鎖し、入札を開始する旨を告げた後、入札参加者に封入した入札書を提出させ又は封入しない入札書を入札箱に投函させるものとする。</p>   |
| <p><u>2 前項の規定にかかわらず、電子入札においては、入札参加者は指定した日時までに電子入札システムにより入札書を提出しなければならない。ただし、入札執行者の承諾を得て、又は入札執行者の指示により書面で提出する場合は、入札書その他入札公告等に示した書類を封筒に入れて封かんのうえ、入札件名、入札日時及び入札参加者名を記載し、入札公告に示した日時に入札執行者へ提出するものとする。</u></p>   | <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>   |
| <p><u>3</u> 略<br/><u>4</u> 略<br/><u>5</u> 略<br/><u>6</u> 略</p>   | <p><u>2</u> 略<br/><u>3</u> 略<br/><u>4</u> 略<br/><u>5</u> 略</p>  |

| 新（改正案）  | 旧（現行）   |
|---|---|
| <p><u>7</u> 略</p> <p>（入札の無効）<br/>第 27 条 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 記名押印を欠く入札 <u>（電子入札システムによる場合にあつては、電子証明書を取得していない者のした入札）</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p><u>(8) 同一事項の入札について 2 以上の入札をした者の入札</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 条件付き一般競争入札において、開札日から落札決定の日までの間において、入札参加資格要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札</u></p> <p><u>(12) 電子入札において、紙入札方式により入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかったもののした入札</u></p> <p><u>(13) 略</u></p> <p>（開札）<br/>第 28 条 1 略</p> <p>2 前項の場合において、入札参加者 <u>（電子入札システムにより入札した者を除く。）</u> が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係ない職員を立ち会わせなければならない。なお、第 3 1 条の再度の入札に立ち会わない入札参加者は、当該再度の入札を辞退したものとして取り扱う。</p> <p>3 略</p> <p>4 開札の結果は、開札場において、入札ごとに、最低入札金額を読み上げて行うものとする。<u>ただし、電子入札を予定している入札については、入札ごとに、落札候補者を決定していくものとする。</u></p> <p>5 略</p> <p>（落札者の決定）<br/>第 29 条 <u>指名競争入札においては、</u>入札執行者は、入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。<u>一般競争入札においては、入札執行者は、入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価</u></p> | <p><u>6</u> 略</p> <p>（入札の無効）<br/>第 27 条 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 記名押印を欠く入札 _____</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>(10) 略</u></p> <p>（開札）<br/>第 28 条 1 略</p> <p>2 前項の場合において、入札参加者 _____ が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係ない職員を立ち会わせなければならない。なお、第 3 1 条の再度の入札に立ち会わない入札参加者は、当該再度の入札を辞退したものとして取り扱う。</p> <p>3 略</p> <p>4 開札の結果は、開札場において、入札ごとに、最低入札金額を読み上げて行うものとする。 _____</p> <p>5 略</p> <p>（落札者の決定）<br/>第 29 条 _____ 入札執行者は、入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。 _____</p> |

| 新（改正案）  | 旧（現行）  |
|---|--|
| <p>格をもって入札した者を落札候補者とし、<u>第11条第3項に基づく審査を行い入札参加資格があった者を落札者とする。</u>ただし、大館市の支出の原因となる契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするができる。</p> <p>2～3 略</p> <p>4 入札執行者は、落札者を決定したときは、契約保証金を納めさせなければならない場合は書面<u>又は電子入札システム</u>により、それ以外の場合は口頭<u>又は電子入札システム</u>により、直ちにその旨を落札者に通知する。</p> <p>5 略</p> <p>（総合評価方式の場合における落札者の決定）</p> <p>第29条の2 1～2 略</p> <p>3 落札者の決定に係る通知の取扱いについては、<u>前条</u>第4項及び第5項を準用する。</p> <p>（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）</p> <p>第30条 入札執行者は、前条の規定により落札となるべき価格を同じくする入札者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定しなければならない。ただし、郵便による入札を行った者がある場合において、第28条第5項に規定する立会人以外の者が落札となるべき入札を行っているときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせなければならない。<u>また、電子入札においては、くじは電子入札システムによる抽選により行う。</u></p> <p>2 <u>電子入札システムによらないくじ</u>の場合においては、はじめにくじにより落札者を決定するくじを引く順番を決め、その順番で落札者を決定するくじを引かせなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>（再度の入札）</p> <p>第31条 1 略</p> <p>2 前項の場合において、再度の入札は<u>1</u>回までとする。<u>ただし、予定価格の事前公表を行う場合にあっては再度の入札は行わないものとする。</u></p> | <p>ただし、大館市の支出の原因となる契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするができる。</p> <p>2～3 略</p> <p>4 入札執行者は、落札者を決定したときは、契約保証金を納めさせなければならない場合は書面_____により、それ以外の場合は口頭_____により、直ちにその旨を落札者に通知する。</p> <p>5 略</p> <p>（総合評価方式の場合における落札者の決定）</p> <p>第29条の2 1～2 略</p> <p>3 落札者の決定に係る通知の取扱いについては、<u>前項</u>第4項及び第5項を準用する。</p> <p>（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）</p> <p>第30条 入札執行者は、前条の規定により落札となるべき価格を同じくする入札者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定しなければならない。ただし、郵便による入札を行った者がある場合において、第28条第5項に規定する立会人以外の者が落札となるべき入札を行っているときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせなければならない。_____</p> <p>2 <u>前項</u>_____の場合においては、はじめにくじにより落札者を決定するくじを引く順番を決め、その順番で落札者を決定するくじを引かせなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>（再度の入札）</p> <p>第31条 1 略</p> <p>2 前項の場合において、再度の入札は<u>2</u>回までとする。_____</p> |

| 新（改正案）   | 旧（現行）  |
|--|--|
| <p>3 略</p> <p>4 第1項及び第2項の規定に基づく再度の入札については、直前の入札において入札辞退者、失格者等があったことにより参加できる者が2者に満たないときは、これを執行せず、入札を打ち切る。<u>ただし、電子入札を予定している入札については、直前の入札において入札辞退者、失格者等があっても参加できる者が1者以上であれば入札を執行する。</u></p> <p><u>附 則</u><br/><u>この要綱は、平成30年10月1日から施行する。</u></p> | <p>3 略</p> <p>4 第1項及び第2項の規定に基づく再度の入札については、直前の入札において入札辞退者、失格者等があったことにより参加できる者が2者に満たないときは、これを執行せず、入札を打ち切る。</p> <hr/> <hr/> |

| 新（改正案）  | 旧（現行）   |
|---|---|
| <p>○大館市競争入札契約心得<br/>（入札保証金等）</p> <p>第3条 入札参加者は、入札執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は大館市財務規則第121条第2項に定める入札保証金に代わる担保を契約権者に納付し、又は提供しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除されることがある。<u>また、電子入札を予定している入札については、入札保証金は免除するものとし、公告において明らかにするものとする。</u></p> <p>（入札等）</p> <p>第4条 1 略</p> <p>2 入札参加者は入札書（様式第1号）を作成し、入札者の氏名を表記し、公告又は通知書に示した時刻までに、<u>入札書を提出し、又は入札函に投入しなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、電子入札においては、入札参加者は指定した日時までに電子入札システムにより入札書を提出しなければならない。ただし、市長の承諾を得て、又は市長の指示により書面で提出する場合は、前項に定めるところによる。</u></p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 略</p> <p>（入札の辞退）</p> <p>第5条 1 略</p> <p>2 入札に参加する権利を得た者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。<u>ただし、電子入札においては、次の各号に掲げるところによるほか、電子入札システムにより入札の辞退を届け出ることができるものとする。</u></p> <p>(1)～(2)</p> <p>3 略</p> | <p>○大館市競争入札契約心得<br/>（入札保証金等）</p> <p>第3条 入札参加者は、入札執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は大館市財務規則第121条第2項に定める入札保証金に代わる担保を契約権者に納付し、又は提供しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除されることがある。 _____</p> <p>（入札等）</p> <p>第4条 1 略</p> <p>2 入札参加者は入札書（様式第1号）を作成し、入札者の氏名を表記し、公告又は通知書に示した時刻までに、 _____ 入札函に投入しなければならない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p> <p>（入札の辞退）</p> <p>第5条 1 略</p> <p>2 入札に参加する権利を得た者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>3 略</p> |

| 新（改正案）   | 旧（現行）  |
|--|--|
| <p>（入札の取りやめ等）</p> <p>第7条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは入札を取りやめることがある。</p> <p>2 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることがある。</p> <p><u>3 指名競争入札において、入札辞退等により、入札日前日（電子入札においては入札書提出締切日時）までに入札参加者が1人以下となることが明らかになった場合には、入札を取り止めるものとする。</u></p> <p><u>4 条件付き一般競争入札において、入札参加資格確認申請書の提出締切日時までに申請者がいないことが明らかになった場合は、入札を取り止めるものとする。</u></p>   | <p>（入札の取りやめ等）</p> <p>第7条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは入札を取りやめることがある。</p> <p>2 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることがある。</p>  |
| <p>（無効の入札）</p> <p>第10条 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 記名押印を欠く入札 <u>（電子入札システムによる場合にあっては、電子証明書を取得していない者のした入札）</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p><u>(8) 同一事項の入札について2以上の入札をした者の入札</u></p> <p><u>(9) 同一事項の入札について他の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札</u></p> <p><u>(10) 予定価格を事前に公表した入札にあっては、予定価格を上回る金額を記載した者のした入札</u></p> <p><u>(11) 条件付き一般競争入札において、開札日から落札決定の日までの間において、入札参加資格要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札</u></p> <p><u>(12) 電子入札において、紙入札方式により入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかったものした入札</u></p> <p><u>(13) その他入札に関する条件に違反した入札</u></p> | <p>（無効の入札）</p> <p>第10条 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 記名押印を欠く入札</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p><u>(8) 同一事項の入札について他の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札</u></p> <p><u>(9) 予定価格を事前に公表した入札にあっては、予定価格を上回る金額を記載した者のした入札</u></p> <p>(10) その他入札に関する条件に違反した入札</p> |
| <p>（開札）</p> <p>第12条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において行う。この場合、入札参加者 <u>（電子入札システムにより入札した者を除く。）</u> は開札に立ち会</p>  | <p>（開札）</p> <p>第12条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において行う。この場合、入札参加者 _____ は開札に立ち会</p>  |

| 新（改正案）   | 旧（現行）  |
|--|--|
| <p>なければならない。ただし、不測の事態により入札参加者が立ち会うことができない場合には、その旨を入札執行者に告げて、開札に立ち会わないことができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>（落札者の決定）</p> <p>第13条 1～3 略</p> <p>4 落札者を決定したときは、直ちに口頭、<u>書面又は電子入札システム</u>によりその旨を落札者に通知する。</p> <p>（総合評価方式の場合における落札者の決定）</p> <p>第13条の2 大館市の支出の原因となる契約について、地方自治法施行令第167条の10の2に基づく総合評価方式による入札を執行した場合には、前条第1項の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、価格その他の条件が大館市にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とする。ただし、工事又は製造その他についての請負の契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、価格その他の条件が大館市にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とする場合がある。</p> <p>2 前項ただし書の規定により、大館市が別に定める基準により調査を行う場合においては、当該調査の対象となる入札参加者は、当該調査に協力しなければならない。</p> <p>3 落札者を決定したときは、直ちに口頭、<u>書面又は電子入札システム</u>によりその旨を落札者に通知する。</p> <p>（再度の入札）</p> <p>第14条 1 略</p> <p>2 前項の場合において、再度の入札は<u>1</u>回までとする。<u>ただし、予定価格の事前公表を行う場合にあっては再度の入札は行わないものとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>（落札者となるべき者が2人以上ある場合の落札者の決定）</p> | <p>なければならない。ただし、不測の事態により入札参加者が立ち会うことができない場合には、その旨を入札執行者に告げて、開札に立ち会わないことができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>（落札者の決定）</p> <p>第13条 1～3 略</p> <p>4 落札者を決定したときは、直ちに口頭<u>又は書面</u>によりその旨を落札者に通知する。</p> <p>（総合評価方式の場合における落札者の決定）</p> <p>第13条の2 大館市の支出の原因となる契約について、地方自治法施行令第167条の10の2に基づく総合評価方式による入札を執行した場合には、前条第1項の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、価格その他の条件が大館市にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とする。ただし、工事又は製造その他についての請負の契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、価格その他の条件が大館市にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とする場合がある。</p> <p>2 前項ただし書の規定により、大館市が別に定める基準により調査を行う場合においては、当該調査の対象となる入札参加者は、当該調査に協力しなければならない。</p> <p>3 落札者を決定したときは、直ちに口頭<u>又は書面</u>によりその旨を落札者に通知する。</p> <p>（再度の入札）</p> <p>第14条 1 略</p> <p>2 前項の場合において、再度の入札は<u>2</u>回までとする。 _____</p> <p>3 略</p> <p>（落札者となるべき者が2人以上ある場合の落札者の決定）</p> |

| 新（改正案）   | 旧（現行）   |
|--|---|
| <p>第 15 条 落札となるべき入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、郵便による入札を行った者がある場合において、第 1 2 条第 2 項に規定する立会人以外の者が落札となるべき入札を行っているときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。<u>また、電子入札においては、くじは電子入札システムによる抽選により行う。</u></p> | <p>第 15 条 落札となるべき入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、郵便による入札を行った者がある場合において、第 1 2 条第 2 項に規定する立会人以外の者が落札となるべき入札を行っているときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。_____</p> |
| <p>2 略</p>   | <p>2 略</p>  |
| <p><u>附 則</u><br/><u>この心得は、平成 3 0 年 1 0 月 1 日から施行する。</u></p>   |   |
| <p>様式第 1 号（第 4 条関係） 略<br/> 様式第 2 号（第 4 条関係） 略<br/> 様式第 3 号（第 5 条関係） 略<br/> 様式第 4 号（第 2 0 条関係） 略<br/> （別紙） 略</p>  | <p>様式第 1 号（第 4 条関係） 略<br/> 様式第 2 号（第 4 条関係） 略<br/> 様式第 3 号（第 5 条関係） 略<br/> 様式第 4 号（第 2 0 条関係） 略<br/> （別紙） 略</p>   |

| 新（改正案）   | 旧（現行）  |
|--|--|
| <p>○設計図書等の閲覧等の取扱いに関する要綱<br/>（閲覧及び貸出しの対象）</p> <p>第2条 設計図書等の閲覧及び貸出し（以下「閲覧等」という。）は、入札公告の定めるところにより入札参加資格を有する者又は指名を受けた者を対象に行うほか、それ以外の者でも閲覧のみ行うことができるものとする。ただし、電子入札システムにより行う入札（以下「電子入札」という。）においては、原則として、閲覧は電子入札システムの入札情報サービスにより行い、契約検査課窓口での閲覧及び貸出しは行わないものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（設計図書等の形態及び部数）</p> <p>第3条 前条第1項ただし書の入札情報サービスによる場合を除き、閲覧等に供する設計図書等は、印刷物又は磁気ディスク等の電子媒体（電子計算機等を用いて明確に紙面に表示することが可能であるものに限る。）により示すものとする。</p> <p>2 前条第1項ただし書の入札情報サービスによる場合を除き、閲覧等に供する設計図書等の部数は、次のとおりとする。ただし、必要に応じ部数を調整することができるものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>（閲覧等の時期）</p> <p>第4条 第2条第1項ただし書の入札情報サービスによる場合を除き、設計図書等の閲覧等は、入札公告の開始日から当該入札公告に係る案件の入札執行の日の前日までとする。</p> <p>2 第2条第1項ただし書の入札情報サービスによる場合を除き、設計図書等の貸出しは、原則として半日単位とし、次に定めるとおりとする。ただし、勤務を要しない日の前日の午後の貸出しについては、必要に応じ、次の勤務日の午前9時まで返却するものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>（閲覧及び貸出の手續）</p> <p>第5条 第2条第1項ただし書の入札情報サービスによる場合を除き、設計図書等の貸出しを希望する者は、契約検査課に対し、電話等にてあらかじめ貸出しを受ける日時を予約しなければならない。ただし、閲覧のみを希望する者は、</p> | <p>○設計図書等の閲覧等の取扱いに関する要綱<br/>（閲覧及び貸出しの対象）</p> <p>第2条 設計図書等の閲覧及び貸出し（以下「閲覧等」という。）は、入札公告の定めるところにより入札参加資格を有する者又は指名を受けた者を対象に行う。ただし、それ以外の者でも閲覧のみ行うことができるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（設計図書等の形態及び部数）</p> <p>第3条 閲覧等に供する設計図書等は、印刷物又は磁気ディスク等の電子媒体（電子計算機等を用いて明確に紙面に表示することが可能であるものに限る。）により示すものとする。</p> <p>2 閲覧等に供する設計図書等の部数は、次のとおりとする。ただし、必要に応じ部数を調整することができるものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>（閲覧等の時期）</p> <p>第4条 設計図書等の閲覧等は、入札公告の開始日から当該入札公告に係る案件の入札執行の日の前日までとする。</p> <p>2 設計図書等の貸出しは、原則として半日単位とし、次に定めるとおりとする。ただし、勤務を要しない日の前日の午後の貸出しについては、必要に応じ、次の勤務日の午前9時まで返却するものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>（閲覧及び貸出の手續）</p> <p>第5条 設計図書等の貸出しを希望する者は、契約検査課に対し、電話等にてあらかじめ貸出しを受ける日時を予約しなければならない。ただし、閲覧のみを希望する者は、</p> |

| 新（改正案）  | 旧（現行）  |
|---|--|
| <p>この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>（複写）</p> <p>第6条 設計図書等の貸出しを受けた者、<u>又は第2条第1項ただし書の入札情報サービスによる設計図書等の閲覧をした者</u>は、当該設計図書を複写できるものとする。</p> <p>（設計図書等の内容に関する質問等）</p> <p>第8条 <u>第2条第1項ただし書の入札情報サービスによる場合を除き</u>、設計図書等の閲覧等をした者が設計図書等に関し質問がある場合は、質問書（様式第2号）により、入札公告ごとに定める期間内に市長に提出しなければならない。ただし、質問の内容が軽微である場合は、口頭で契約検査課に申し出し、発注担当課の長が口頭で回答することができる。</p> <p>2 市長は、前項の質問書の提出があった場合は、質問回答書（様式第3号）により入札執行日の3日前までに質問者に回答するとともに、閲覧場所への掲示等により、その内容を周知させるものとする。</p> <p>3 第1項及び前項の規定にかかわらず、見積り期間の短い業務等については、前項ただし書きと同様の方法で、随時質問を受け付けるとともに随時回答することができるものとする。</p> <p><u>4 電子入札においては、設計図書等に対する質問・回答・周知は、電子入札システムにより行うものとする。ただし、質問の内容が軽微である場合は、口頭で契約検査課に申し出し、発注担当課の長が口頭で回答することができる。</u></p> <p><u>附 則</u><br/><u>この要綱は、平成30年10月1日から施行する。</u></p> <p>様式第1号（第5条関係） 略<br/> 様式第2号（第8条関係） 略<br/> 様式第3号（第8条関係） 略</p> | <p>この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>（複写）</p> <p>第6条 設計図書等の貸出しを受けた者 _____ は、当該設計図書を複写できるものとする。</p> <p>（設計図書等の内容に関する質問等）</p> <p>第8条 _____ 設計図書等の閲覧等をした者が設計図書等に関し質問がある場合は、質問書（様式第2号）により、入札公告ごとに定める期間内に市長に提出しなければならない。ただし、質問の内容が軽微である場合は、口頭で契約検査課に申し出し、発注担当課の長が口頭で回答することができる。</p> <p>2 市長は、前項の質問書の提出があった場合は、質問回答書（様式第3号）により入札執行日の3日前までに質問者に回答するとともに、閲覧場所への掲示等によりその内容を周知させるものとする。</p> <p>3 第1項及び前項の規定にかかわらず、見積り期間の短い業務等については、前項ただし書きと同様の方法で、随時質問を受け付けるとともに随時回答することができるものとする。</p> <p>_____<br/> _____<br/> _____</p> <p>様式第1号（第5条関係） 略<br/> 様式第2号（第8条関係） 略<br/> 様式第3号（第8条関係） 略</p> |

| 新（改正案）   | 旧（現行）   |
|--|---|
| <p>○談合情報対応マニュアル</p> <p>3 具体的な対応<br/>談合情報があった場合には、原則として次のように対応する。</p> <p>(1) 入札執行前（<u>電子入札システムにより行う入札（以下「電子入札」という。）</u><br/><u>にあっては落札者の決定前をいい、紙に記載した入札書を使用して行う入札</u><br/><u>（以下「紙入札」という。）にあっては開札前をいう。</u>）に談合情報を把握し<br/>た場合</p> <p>① 談合情報の確認・整理<br/>契約検査課長は、談合情報を受け 1 の(1)に該当する談合情報であると<br/>確認した場合には、情報提供者が匿名であっても情報の内容を談合情報報<br/>告書（様式第 1 号）にまとめる。<br/>情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情<br/>報の出所を明らかにするよう要請する。</p> <p>② 事情聴取<br/>事情聴取は、入札者（<u>条件付き一般競争入札にあっては、競争入札参加</u><br/><u>資格確認申請書を提出して入札を辞退した者を含み、公募型指名競争入札</u><br/><u>にあっては、入札参加申込書を提出して入札を辞退した者を含む。以下(1)</u><br/><u>及び(2)において「入札参加者」という。</u>）全員に対して行う。<br/>事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入<br/>札日以前において行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げに<br/>より入札を延期して行う。ただし、事情聴取を入札前に行わない方が適正<br/>な対応が図れると判断した場合は、事情聴取を入札後に行う。</p> <p>③～④ 略</p> <p>(2) 入札執行後に談合情報を把握した場合<br/>契約検査課長は、入札執行後（<u>電子入札にあっては落札者の決定後をいい、</u><br/><u>紙入札にあっては開札後をいう。</u>）に談合情報を把握した場合には、既に当<br/>該入札の入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額が閲覧に供されて<br/>いることに留意しつつ、次のとおり対応する。</p> <p>①～② 略</p> <p>（様式第 1 号）～（様式第 5 号） 略</p> | <p>○談合情報対応マニュアル</p> <p>3 具体的な対応<br/>談合情報があった場合には、原則として次のように対応する。</p> <p>(1) 入札執行前 _____<br/>_____ に談合情報を把握し<br/>た場合</p> <p>① 談合情報の確認・整理<br/>契約検査課長は、談合情報を受け 1 の(1)に該当する談合情報であると<br/>確認した場合には、情報提供者が匿名であっても情報の内容を談合情報報<br/>告書（様式第 1 号）にまとめる。<br/>情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情<br/>報の出所を明らかにするよう要請する。</p> <p>② 事情聴取<br/>事情聴取は、入札者 _____<br/>_____ 全員に対して行う。<br/>事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入<br/>札日以前において行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げに<br/>より入札を延期して行う。ただし、事情聴取を入札前に行わない方が適正<br/>な対応が図れると判断した場合は、事情聴取を入札後に行う。</p> <p>③～④ 略</p> <p>(2) 入札執行後に談合情報を把握した場合<br/>契約検査課長は、入札執行後 _____<br/>_____ に談合情報を把握した場合には、既に当<br/>該入札の入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額が閲覧に供されて<br/>いることに留意しつつ、次のとおり対応する。</p> <p>①～② 略</p> <p>（様式第 1 号）～（様式第 5 号） 略</p> |

| 新（改正案）  | 旧（現行）   |
|---|---|
| <p>○大館市工事成績評定要領<br/>別記様式第 8</p> <p style="text-align: right;">_____ 年 月 日</p> <p>契約の相手方<br/>商号又は名称<br/>代表者氏名</p> <p style="text-align: right;">様</p> <p style="text-align: right;">大館市長 印</p> <p style="text-align: center;">工事成績に係る努力要請について（通知）</p> <p>貴社が施工した下記の工事について、工事成績の評定点が60点未満となっております。つきましては、大館市工事成績評定要領に基づき、今後かかることのないよう下記について努力要請いたします。なお、1年以内に再度努力要請を受けた場合、指名<u>又は入札対象者とする</u>ことを差し控えることとなりますので念のため申し添えます。</p> <p>表 略</p> <p>※考査項目の中で、特に注意を要するものについて×印を付しています。</p> | <p>○大館市工事成績評定要領<br/>別記様式第 8</p> <p style="text-align: right;">平成_____ 年 月 日</p> <p>契約の相手方<br/>商号又は名称<br/>代表者氏名</p> <p style="text-align: right;">様</p> <p style="text-align: right;">大館市長 印</p> <p style="text-align: center;">工事成績に係る努力要請について（通知）</p> <p>貴社が施工した下記の工事について、工事成績の評定点が60点未満となっております。つきましては、大館市工事成績評定要領に基づき、今後かかることのないよう下記について努力要請いたします。なお、1年以内に再度努力要請を受けた場合、指名_____を差し控えることとなりますので念のため申し添えます。</p> <p>表 略</p> <p>※考査項目の中で、特に注意を要するものについて×印を付しています。</p> |

| 新（改正案）  | 旧（現行）  |
|---|--|
| <p>○大館市特定建設工事共同企業体取扱要綱<br/>（特定建設工事共同企業体の結成に係る公告）</p> <p>第4条 1～2 略</p> <p>3 第1項の公告及び前項の入札説明書は、総務部契約検査課指定箇所への掲示及び大館市契約検査課ホームページへの掲載により行う。<u>ただし、電子入札を予定している入札については電子入札システムで公告するものとする。</u></p> <p>（資格審査及び資格認定）</p> <p>第6条 市長は、申請企業体から前条の書類が提出されたときは、指名審査会（大館市発注に係る業者の選定基準等に関する要綱（平成19年4月1日）第8条に規定する指名審査会を指す。）により以下に掲げる事項について審査を行い、申請企業体が入札に参加する者として適格であるかどうかを判断するものとする。<u>ただし、電子入札を予定している入札については、入札を執行し落札候補者が決定したときに当該落札候補者について審査を行うものとする。</u></p> <p>(1) 第3条各号に掲げる事項<br/>(2) 第4条第1項の公告において示した事項</p> <p>2 前項の審査の結果適格と認められた申請企業体について、入札参加資格を認定し、当該認定を受けた申請企業体（以下「認定企業体」という。）の代表構成員に対し、入札参加資格認定通知書兼入札執行通知書（様式第4号）により入札参加資格を認定された旨及び入札執行に関する事項を通知するものとする。<u>ただし、電子入札を予定している入札については、入札参加資格認定通知書（様式第4-1号）により入札参加資格を認定された旨を通知するものとする。</u></p> <p>3～4 略</p> <p><u>附則</u><br/><u>この要綱は、平成30年10月1日から施行する。</u></p> | <p>○大館市特定建設工事共同企業体取扱要綱<br/>（特定建設工事共同企業体の結成に係る公告）</p> <p>第4条 1～2 略</p> <p>3 第1項の公告及び前項の入札説明書は、総務部契約検査課指定箇所への掲示及び大館市契約検査課ホームページへの掲載により行う。_____</p> <p>（資格審査及び資格認定）</p> <p>第6条 市長は、申請企業体から前条の書類が提出されたときは、指名審査会（大館市発注に係る業者の選定基準等に関する要綱（平成19年4月1日）第8条に規定する指名審査会を指す。）により以下に掲げる事項について審査を行い、申請企業体が入札に参加する者として適格であるかどうかを判断するものとする。_____</p> <p>(1) 第3条各号に掲げる事項<br/>(2) 第4条第1項の公告において示した事項</p> <p>2 前項の審査の結果適格と認められた申請企業体について、入札参加資格を認定し、当該認定を受けた申請企業体（以下「認定企業体」という。）の代表構成員に対し、入札参加資格認定通知書兼入札執行通知書（様式第4号）により入札参加資格を認定された旨及び入札執行に関する事項を通知するものとする。_____</p> <p>3～4 略</p> |

| 新（改正案）   | 旧（現行） |
|--|-------|
| <p><u>様式第4-1号（第6条関係）</u></p> <p style="text-align: right;"><u>年 月 日</u></p> <p><u>（共同企業体の名称を記入）特定建設工事共同企業体</u><br/><u>代表構成員</u> <u>様</u></p> <p style="text-align: right;"><u>大館市長</u></p> <p style="text-align: center;"><u>入札参加資格認定通知書</u></p> <p><u>さきに申請があった下記工事について、入札参加資格を認定したので通知しま</u><br/><u>す。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>記</u></p> <p><u>1. 対象となる工事について</u></p> <p><u>(1) 公告日：〇〇年〇〇月〇〇日</u></p> <p><u>(2) 工事名：（工事番号及び工事名を記入）</u></p> |       |

| 新（改正案）   | 旧（現行）  |
|--|--|
| <p>○大館市設計共同体取扱要綱</p> <hr/> <p>（対象業務）</p> <p>第3条 市長は、<u>条件付き一般競争入札</u>により、建設コンサルタント業者の選定及び特定の手続を行うときは、単体企業に加え、設計共同体の参加も認めるものとする。</p> <p>（設計共同体の構成員の要件）</p> <p>第6条 設計共同体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 当該業務を<u>条件付き一般競争入札</u>に付す場合は、当該業務に係る<u>条件付き一般競争入札</u>の公告（以下「入札公告」という。）において示す入札への参加申込期限の日から<u>開札</u>の日までの間、</p> <hr/> <p>法令等に基づく営業停止措置を受けておらず、かつ、大館市指名停止要綱に規定する指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(5) 略</p> <p>（入札公告等）</p> <p>第10条 市長は、<u>条件付き一般競争入札</u>による競争に設計共同体を参加させるときは、<u>大館市条件付き一般競争入札実施要綱</u>第3条（入札公告等）に規定する事項のほか、次に掲げる事項を入札公告において明記するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>（資格審査申請）</p> <p>第11条 <u>条件付き一般競争入札</u>による競争に参加しようとする設計共同体は、前条の入札公告で指定する期日までに次に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> | <p>○大館市設計共同体取扱要綱</p> <p><u>大館市設計共同体取扱要綱（平成21年7月1日施行）の全部を改正する。</u></p> <p>（対象業務）</p> <p>第3条 市長は、<u>公募型指名競争入札又は公募型プロポーザル方式</u>により、建設コンサルタント業者の選定及び特定の手続を行うときは、単体企業に加え、設計共同体の参加も認めるものとする。</p> <p>（設計共同体の構成員の要件）</p> <p>第6条 設計共同体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 当該業務を<u>公募型指名競争入札</u>に付す場合は、当該業務に係る<u>公募型指名競争入札</u>の公告（以下「入札公告」という。）において示す入札への参加申込期限の日から<u>入札</u>の日までの間、<u>公募型プロポーザル方式により当該業務の委託の相手方たる建設コンサルタント業者を選定及び特定する場合は、公募型プロポーザル方式による建設コンサルタント業者の選定及び特定手続開始の公示（以下「公示」という。）</u>において示す参加表明書の提出期限の日から<u>建設コンサルタント業者の特定の日までの間</u>、法令等に基づく営業停止措置を受けておらず、かつ、大館市指名停止要綱に規定する指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(5) 略</p> <p>（入札公告等）</p> <p>第10条 市長は、<u>公募型指名競争入札又は公募型プロポーザル方式</u>による競争に設計共同体を参加させるときは、<u>大館市公募型指名競争入札等実施要綱</u>第3条（入札公告等）に規定する事項のほか、次に掲げる事項を入札公告<u>又は公示</u>において明記するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>（資格審査申請）</p> <p>第11条 <u>公募型指名競争入札又は公募型プロポーザル方式</u>による競争に参加しようとする設計共同体は、前条の入札公告<u>又は公示</u>で指定する期日までに次に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> |

| 新（改正案）   | 旧（現行）  |
|--|--|
| <p>（資格認定）</p> <p>第 12 条 市長は、前条の書類の提出があったときは、入札公告 _____ における競争に参加する者に必要な要件について、<u>入札を執行し落札候補者が決定したときに落札するための資格があるか否かの審査を契約検査課及び入札執行者において</u>速やかに審査を行い、当該審査の結果を踏まえ、指名審査会における審議を経て、適格な者を有資格者として認定し、その旨を代表者に<u>入札参加資格認定通知書（様式第 4 号）</u>により通知するものとする。</p> | <p>（資格認定）</p> <p>第 12 条 市長は、前条の書類の提出があったときは、入札公告 <u>又は公示</u> における競争に参加する者に必要な要件について _____<br/>_____ 速やかに審査を行い、当該審査の結果を踏まえ、指名審査会における審議を経て、適格な者を有資格者として認定し、その旨を代表者に _____<br/>_____ 通知するものとする。</p> |
| <p><u>2 前</u> 項の規定による認定は、認定の対象となった業務についてのみ有効とする。</p>   | <p><u>2 公募型指名競争入札においては、前項の規定による認定に係る通知は、指名通知等をもって代えるものとする。</u></p> <p><u>3 第 1 項</u>の規定による認定は、認定の対象となった業務についてのみ有効とする。</p>  |
| <p>（存続期間）</p> <p>第 13 条 設計共同体の存続期間は、当該業務を<u>条件付き一般競争入札</u> _____ により競争を行わせた結果、大館市が契約を締結することとした設計共同体（以下「契約共同体」という。）を除き、当該契約が締結されたときをもって終了するものとする。</p> <p>2 略</p>  | <p>（存続期間）</p> <p>第 13 条 設計共同体の存続期間は、当該業務を<u>公募型指名競争入札又は公募型プロポーザル方式</u>により競争を行わせた結果、大館市が契約を締結することとした設計共同体（以下「契約共同体」という。）を除き、当該契約が締結されたときをもって終了するものとする。</p> <p>2 略</p>                             |
| <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。</u></p>  |  |

| 新（改正案）  | 旧（現行） |
|---|-------|
| <p>様式第4号（第12条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（共同体の名称を記入）設計共同体<br/>代表者 様</p> <p style="text-align: right;">大館市長</p> <p style="text-align: center;">入札参加資格認定通知書</p> <p>さきに申請があった下記業務について、入札参加資格を認定したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 対象となる業務について</p> <p>(1) 公告日：〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>(2) 業務名：（業務名を記入）</p> |       |

| 新（改正案）   | 旧（現行）  |
|--|--|
| <p>○大館市建設工事の施工体制点検等要綱<br/>（開札後における確認）</p> <p>第3条 契約検査課長は、公募方式競争入札に付する建設工事について、<u>開札後、落札候補者の入札参加資格の確認を行うときに</u>、当該建設工事に係る入札参加申込書に添付された配置予定技術者の資格及び施工経験に関する資料、及びその記載内容を証明する資料（以下これらを併せて「配置予定技術者資料」という。）に記載された配置予定の監理技術者等（以下「配置予定監理技術者等」という。）に関する基本的事項（配置予定監理技術者等に関する資格、所属、重複配置の有無等の事項を指す。以下同じ。）について確認し、監理技術者等の基本的事項に関する確認票（様式第1号。以下「技術者基本事項確認票」という。）を作成するものとする。</p> <p>2 指名競争入札（入札参加者を公募する方式によるものを除く。以下同じ。）に付した建設工事については、指名業者に対して入札時に配置予定技術者資料の提出を求めることができる。この場合、契約検査課長は、提出された資料に基づき配置予定監理技術者等の基本的事項について確認し、技術者基本事項確認票を作成するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>4 契約検査課長は、第1項の確認により、配置予定監理技術者等について「保有資格の入札参加条件との不適合」、「所属に関する疑義」、「他の建設工事との重複配置」又は「監理技術者資格者証の保持に関する疑義（主任技術者に代わり監理技術者を配置する工事に限る。以下同じ。）」等の事実が認められるときは、<u>当該配置予定技術者資料の提出者の入札は無効とし</u>、<u>当該配置予定技術者資料の提出に関し著しい悪質性が認められる場合には指名停止等必要な措置を講ずるものとする。</u>なお、この場合において配置予定技術者資料の差し替えは認めないものとする。</p> <p>5 前項の場合において、契約検査課長は、<u>入札を無効</u>とした旨及びその理由を当該配置予定技術者資料提出者に通知するものとする。</p> <p>6 契約検査課長は、第2項の資料の提出がなかったとき、及び第2項の確認により、配置予定監理技術者等について「保有資格の入札参加条件との不適合」、「所属に関する疑義」、「他の建設工事との重複配置」又は「監理技術者資格者証の保持に関する疑義」等の事実が認められるときは、<u>当該配置予定技術者資料の提出者の入札は無効とし、入札を無効とした旨及びその理由を当該配置予定技術者資料提出者に通知する</u>ものとする。</p> <p><u>（入札後、契約締結前における確認）</u></p> | <p>○大館市建設工事の施工体制点検等要綱<br/>（入札前における確認）</p> <p>第3条 契約検査課長は、公募方式競争入札に付する建設工事について、<u>入札前に</u>、当該建設工事に係る入札参加申込書に添付された配置予定技術者の資格及び施工経験に関する資料、及びその記載内容を証明する資料（以下これらを併せて「配置予定技術者資料」という。）に記載された配置予定の監理技術者等（以下「配置予定監理技術者等」という。）に関する基本的事項（配置予定監理技術者等に関する資格、所属、重複配置の有無等の事項を指す。以下同じ。）について確認し、監理技術者等の基本的事項に関する確認票（様式第1号。以下「技術者基本事項確認票」という。）を作成するものとする。</p> <p>2 指名競争入札（入札参加者を公募する方式によるものを除く。以下同じ。）に付した建設工事については、指名業者に対して入札前に配置予定技術者資料の提出を求めることができる。この場合、契約検査課長は、提出された資料に基づき配置予定監理技術者等の基本的事項について確認し、技術者基本事項確認票を作成するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>4 契約検査課長は、第1項の確認により、配置予定監理技術者等について「保有資格の入札参加条件との不適合」、「所属に関する疑義」、「他の建設工事との重複配置」又は「監理技術者資格者証の保持に関する疑義（主任技術者に代わり監理技術者を配置する工事に限る。以下同じ。）」等の事実が認められるときは、<u>指名審査会の審議により当該配置予定技術者資料の提出者の入札参加を認めないこととするとともに</u>、当該配置予定技術者資料の提出に関し著しい悪質性が認められる場合には指名停止等必要な措置を講ずるものとする。なお、この場合において配置予定技術者資料の差し替えは認めないものとする。</p> <p>5 前項の場合において、契約検査課長は、<u>入札参加を認めないこと</u>とした旨及びその理由を当該配置予定技術者資料提出者に通知するものとする。</p> <p>6 契約検査課長は、第2項の資料の提出がなかったとき、及び第2項の確認により、配置予定監理技術者等について「保有資格の入札参加条件との不適合」、「所属に関する疑義」、「他の建設工事との重複配置」又は「監理技術者資格者証の保持に関する疑義」等の事実が認められるときは、<u>当該配置予定技術者資料の提出者に対する指名を取消す</u>ものとする。</p> <p><u>（入札後、契約締結前における確認）</u></p> |

| 新（改正案）  | 旧（現行）  |
|---|--|
| <p><u>第4条 削除</u></p>  | <p><u>第4条 契約検査課長は、入札に付した建設工事について、契約締結前に、落札者に係る配置予定監理技術者等の重複配置の有無について再度確認するものとする。この場合、技術者基本事項確認票及び保有資料等を活用するとともに、必要に応じ当該配置予定技術者資料提出者への電話、面談等による事実関係の確認、及び他の建設工事の発注者との情報交換等を行うものとする。</u></p> <p><u>2 契約検査課長は、前項の確認により、配置予定監理技術者等について他の建設工事との重複配置の事実が認められるときは、契約を結ばないこととするとともに、当該重複配置に関し著しい悪質性が認められる場合には指名停止等必要な措置を講ずるものとする。この場合、配置予定技術者資料の差し替えは、当該差し替え理由が合理的であると認められる場合の外は認めないものとする。</u></p> <p><u>3 前項の場合において、契約検査課長は、契約を締結しないこととした旨及びその理由を工事所管課長等及び当該配置予定技術者資料提出者に通知するものとする。</u></p> <p><u>4 契約検査課長は、前条及び本条に基づき作成した技術者基本事項確認票を、当該建設工事に係る入札参加申込書及び配置予定技術者資料に添付のうえ、工事所管課の担当者あて送付するものとする。</u></p> |
| <p>第3章 契約締結後の確認</p>   | <p>第3章 契約締結後の確認</p>  |
| <p>（同一性確認）</p>  | <p>（同一性確認）</p>   |
| <p>第5条 契約検査課長は、契約締結後、入札に付した建設工事に実際に配置される監理技術者又は主任技術者（以下「配置監理技術者等」という。）と配置予定監理技術者等が同一の者であること<u>を技術者基本事項確認票で確認を行う。</u></p>  | <p>第5条 契約検査課長は、契約締結後、入札に付した建設工事に実際に配置される監理技術者又は主任技術者（以下「配置監理技術者等」という。）と配置予定監理技術者等が同一の者であること<u>の</u> <u>確認を行い、配置監理技術者等の同一性等に関する確認票（様式第2号。以下「配置技術者確認票」という。）を作成するものとする。</u></p>   |
| <p>2～3 略</p>  | <p>2～3 略</p>   |
| <p>（専任配置確認）</p>   | <p>（専任配置確認）</p>  |
| <p>第6条 契約検査課長は、監理技術者等を専任で配置すべき建設工事（請負代金額が3,500万円以上（建築一式工事にあつては7,000万円以上）の建設工事のほか、入札公告又は指名通知等により監理技術者等の専任配置を入札参加要件としたものを含む。以下同じ。）である場合には、配置監理技術者等について、前条の確認のほか他の建設工事との重複配置の有無に関する確認を行い、当該確認事項を<u>技術者基本事項確認票</u>に記載するものとする。</p> | <p>第6条 契約検査課長は、監理技術者等を専任で配置すべき建設工事（請負代金額が3,500万円以上（建築一式工事にあつては7,000万円以上）の建設工事のほか、入札公告又は指名通知等により監理技術者等の専任配置を入札参加要件としたものを含む。以下同じ。）である場合には、配置監理技術者等について、前条の確認のほか他の建設工事との重複配置の有無に関する確認を行い、当該確認事項を<u>配置技術者確認票</u>に記載するものとする。</p>  |

| 新（改正案）  | 旧（現行）  |
|---|--|
| <p>2 監理技術者等を専任で配置すべき建設工事のうち、専任の監理技術者を配置する工事については、前条及び前項の確認のほか監理技術者の所属及び監理技術者資格者証（監理技術者講習修了証を含む。以下同じ。）の保持に関する確認を行い、当該確認事項を<u>技術者基本事項確認票</u>に記載するものとする。</p> <p>3～4 略</p> <p><u>附則</u><br/>この要綱は、平成30年10月1日から施行する。</p> | <p>2 監理技術者等を専任で配置すべき建設工事のうち、専任の監理技術者を配置する工事については、前条及び前項の確認のほか監理技術者の所属及び監理技術者資格者証（監理技術者講習修了証を含む。以下同じ。）の保持に関する確認を行い、当該確認事項を<u>配置技術者確認票</u>に記載するものとする。</p> <p>3～4 略</p> |

| 新（改正案）  | 旧（現行）  |
|---|--|
| <p>○大館市建設工事の施工体制点検等要綱の運用基準</p> <p>第3条関係</p> <p>1. 第2項に規定する指名競争入札により入札執行する場合で、配置予定監理技術者等に係る基本的事項を入札時<del>に</del>に確認する必要があるときは、指名通知に次に掲げる事項を明記すること。</p> <p>(1) 入札時<del>に</del>の定められた期日までに配置予定監理技術者等の基本的事項に関する資料の提出が必要であること。</p> <p>(2) 配置予定監理技術者等に求められる資格等に関する事項</p> <p>(3) 上記(1)の資料の様式に関する事項</p> <p>(4) 指定した期日までに資料の提出がなかった場合、及び配置予定監理技術者等について「保有資格の入札参加条件との不適合」、「所属に関する疑義」、「他の建設工事との重複配置」又は「監理技術者資格者証の保持に関する疑義」等の事実が認められる場合には入札を無効とするものであること。</p> <p>2. ～4. 略</p> | <p>○大館市建設工事の施工体制点検等要綱の運用基準</p> <p>第3条関係</p> <p>1. 第2項に規定する指名競争入札により入札執行する場合で、配置予定監理技術者等に係る基本的事項を入札前<del>に</del>に確認する必要があるときは、指名通知に次に掲げる事項を明記すること。</p> <p>(1) 入札前<del>に</del>の定められた期日までに配置予定監理技術者等の基本的事項に関する資料の提出が必要であること。</p> <p>(2) 配置予定監理技術者等に求められる資格等に関する事項</p> <p>(3) 上記(1)の資料の様式に関する事項</p> <p>(4) 指定した期日までに資料の提出がなかった場合、及び配置予定監理技術者等について「保有資格の入札参加条件との不適合」、「所属に関する疑義」、「他の建設工事との重複配置」又は「監理技術者資格者証の保持に関する疑義」等の事実が認められる場合には指名を取り消すものであること。</p> <p>2. ～4. 略</p> |
|   | <p>第4条関係</p> <p><u>第1項の再確認の結果、第3条に基づく確認を行った時点では確認することができなかった新たな事実を認めたときは、当該新たな事実の内容を技術者基本事項確認票に記載するものとする。</u></p>  |
| <p>第5条関係</p> <p>1. 低入札価格調査を経て契約締結する建設工事の場合、第1項の配置技術者確認票は、配置監理技術者等に関するもののほか、補助技術者に関するものについても作成すること。なお、補助技術者に関する配置技術者確認票については、「備考」欄に補助技術者に関する確認である旨を記載<u>すること。</u></p> <p>2. ～4. 略</p>  | <p>第5条関係</p> <p>1. 低入札価格調査を経て契約締結する建設工事の場合、第1項の配置技術者確認票は、配置監理技術者等に関するもののほか、補助技術者に関するものについても作成すること。なお、補助技術者に関する配置技術者確認票については、「備考」欄に補助技術者に関する確認である旨を記載し、「配置予定技術者との同一性の確認」欄については空欄とすること。</p> <p>2. ～4. 略</p>  |

| 新（改正案）                                |  |       |                              |   | 旧（現行）                                 |                  |       |                              |   |
|---------------------------------------|--|-------|------------------------------|---|---------------------------------------|------------------|-------|------------------------------|---|
| ○大館市建設工事の施工体制点検等実施フロー（公募方式競争入札に付した場合） |  |       |                              |   | ○大館市建設工事の施工体制点検等実施フロー（公募方式競争入札に付した場合） |                  |       |                              |   |
| 1. 点検の時期、担当者、内容、点検後の措置等               |  |       |                              |   | 1. 点検の時期、担当者、内容、点検後の措置等               |                  |       |                              |   |
| 点検時期                                  | 点検対象                                   | 点検担当  | 点検等の内容                       | 略 | 点検時期                                  | 点検対象             | 点検担当  | 点検等の内容                       | 略 |
| 入札前                                   | 公募方式競争入札に付する建設工事<br><u>(指名競争入札の場合)</u> | 契約検査課 | 配置予定技術者の資格、所属、重複配置の有無        | 略 | 入札前                                   | 公募方式競争入札に付する建設工事 | 契約検査課 | 配置予定技術者の資格、所属、重複配置の有無        | 略 |
| 入札後契約前                                | 公募方式競争入札に付した建設工事                       | 契約検査課 | 配置予定技術者の重複配置の有無を <u>再</u> 確認 | 略 | 入札後契約前                                | 公募方式競争入札に付した建設工事 | 契約検査課 | 配置予定技術者の重複配置の有無を <u>再</u> 確認 | 略 |
|                                       |  |       |                              |   |                                       |                  |       |                              |   |



| 新（改正案）                                       |   | 旧（現行）                              |  |
|--|---|------------------------------------|--|
| ○コンサルタント業務の発注対象部門の決定基準                       |   | ○コンサルタント業務の発注対象部門の決定基準             |  |
| 第2 土木関係建設コンサルタント業務の小項目ごとの業務内容                |   | 第2 土木関係建設コンサルタント業務の小項目ごとの業務内容      |  |
| 小項目<br>(全21部門)                               | 業務の内容   | 小項目<br>(全21部門)                     | 業務の内容  |
| 18. 施 <u>工</u> 計画、<br>施工設備及び<br>積算           | (1) 事業別の部門の工事实施に関する調査、企画、立案又は助言<br>(2) 工事实施の監理又は工事实施のための調査、設計、積算若しくは建設マネジメント  | 18. 施 <u>行</u> 計画、<br>施工設備及び<br>積算 | (1) 事業別の部門の工事实施に関する調査、企画、立案又は助言<br>(2) 工事实施の監理又は工事实施のための調査、設計、積算若しくは建設マネジメント |
| 第3 補償関係コンサルタント業務の小項目ごとの業務内容                  |   | 第3 補償関係コンサルタント業務の小項目ごとの業務内容        |  |
| 小項目<br>(全8部門)                                | 業務の内容   | 小項目<br>(全7部門)                      | 業務の内容  |
| 8. <u>総合補償</u>                               | (1) <u>公共用地取得計画図書の作成業務</u><br>(2) <u>公共用地取得に関する工程管理業務</u><br>(3) <u>補償に関する相談業務</u><br>(4) <u>関係住民等に対する補償方針に関する説明業務</u><br>(5) <u>公共用地交渉業務※4</u><br><u>※4 公共用地交渉業務とは、関係権利者の特定、補償額算定書の照合及び交渉方針の策定等を行った上で、権利者と面接し、補償内容の説明等を行い、公共事業に必要な土地の取得等に対する協力を求める業務をいう。</u> |                                    |  |
| <u>附 則</u><br><u>この基準は、平成30年10月1日から施行する。</u> |   |                                    |  |